

# 鶴居村地域防災計画

《地震防災計画編》

令和6年3月

鶴居村防災会議



## 目次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の性格 .....	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 .....	1
第4節 計画の基本方針 .....	2
第5節 鶴居村の地形、地質及び社会的現況 .....	3
第6節 地震の想定 .....	3
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	<b>4</b>
第1節 住民の心構え .....	4
第2節 地震に強いまちづくり推進計画 .....	7
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発 .....	10
第4節 防災訓練計画 .....	11
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 .....	11
第6節 相互応援（受援）体制整備計画 .....	11
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 .....	11
第8節 避難体制整備計画 .....	12
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 .....	12
第10節 火災予防計画 .....	12
第11節 危険物等災害予防計画 .....	13
第12節 建築物等災害予防計画 .....	14
第13節 土砂災害の予防計画 .....	15
第14節 液状化災害予防計画 .....	15
第15節 積雪・寒冷対策計画 .....	16
第16節 業務継続計画の策定 .....	16
第17節 複合災害に関する計画 .....	16
<b>第3章 災害応急対策計画</b> .....	<b>17</b>
第1節 応急活動体制 .....	17
第2節 地震情報の伝達計画 .....	18
第3節 災害情報等の収集、伝達計画 .....	22
第4節 災害広報・情報提供計画 .....	23
第5節 避難対策計画 .....	23
第6節 救助救出計画 .....	23

第7節	地震火災等対策計画	24
第8節	災害警備計画	26
第9節	交通応急対策計画	26
第10節	輸送計画	26
第11節	ヘリコプター等活用計画	26
第12節	食料供給計画	26
第13節	給水計画	26
第14節	衣料・生活必需物資供給計画	26
第15節	石油類燃料供給計画	26
第16節	生活関連施設対策計画	27
第17節	医療救護計画	29
第18節	防疫計画	29
第19節	廃棄物等処理計画	29
第20節	家庭動物等対策計画	29
第21節	文教対策計画	29
第22節	住宅対策計画	29
第23節	被災建築物安全対策計画	30
第24節	被災宅地安全対策計画	32
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	32
第26節	障害物除去計画	32
第27節	広域応援・受援計画	32
第28節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	32
第29節	災害ボランティアとの連携計画	32
第30節	災害救助法の適用と実施	32
<b>第4章</b>	<b>災害復旧・被災者援護計画</b>	<b>33</b>
第1節	災害復旧計画	33
第2節	被災者援護計画	33
<b>第5章</b>	<b>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</b>	<b>35</b>
第1節	総則 35	
第2節	北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	36
第3節	関係者との連携協力の確保に関する事項	37
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	38
第5節	防災訓練計画	40
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	41
第7節	地域防災力の向上に関する計画	43
第8節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	45

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）及び北海道地域防災計画の規定に基づき、鶴居村の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条及び北海道地域防災計画の規定に基づき作成されている「鶴居村地域防災計画」の「地震防災計画編」として、鶴居村防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「鶴居村地域防災計画（本編）」（以下、「本編」という。）による。

### 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本編第1章第3節「計画推進に当たっての基本となる事項」を準用する。

## 第4節 計画の基本方針

この計画は、村及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

### 第1 実施責任

#### 1 村

村は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、村及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、村及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、村、道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本編第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

### 第3 住民及び民間事業者の基本的責務等

本編第1章第6節「住民及び事業者の基本的責務等」を準用するほか、事業者については、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

## 第5節 鶴居村の地形、地質及び社会的現況

本編第2章第1節「自然的条件」及び本編第2章第2節「災害の概況」を準用する。

## 第6節 地震の想定

### 第1 基本的な考え方

村における地震については、過去の地震及び最近の地震予知研究などから、広範囲において考えられるため、「北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編」に基づき想定する。

### 第2 地震の被害想定

村における地震の想定は、資料3-5のとおりである。

資料編 地震被害想定（資料3-5）
-------------------



## 第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、村、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

### 第1節 住民の心構え

「平成30年(2018年)北海道胆振東部地震」等道内で過去に発生した地震災害や、「平成7年(1995年)阪神・淡路大震災」、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

#### 第1 家庭における措置

##### 1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 崖崩れに注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

##### 2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

- (6) 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

## 第2 職場における措置

### 1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

### 2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (6) 正確な情報を入手すること。
- (7) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (8) エレベーターの使用は避けること。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

## 第3 集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- 2 あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- 3 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

## 第4 屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- 2 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- 3 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

## 第5 運転者のとるべき措置

### 1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

### 2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

## 第2節 地震に強いまちづくり推進計画

村、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

### 第1 地震に強いまちづくり

- 1 村、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 村、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- 3 村、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

### 第2 建築物の安全化

- 1 村及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 村、道及び国は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 村、道及び国は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 村及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 村、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 村及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 村、道、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。

8 村、道及び国は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

### 第3 主要交通の強化

村、道及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

### 第4 通信機能の強化

村、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

### 第5 ライフライン施設等の機能の確保

1 村、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

2 村、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 村、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

4 村、道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

### 第6 復旧対策基地の整備

村及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる公園等の整備に努める。

### 第7 液状化対策等

1 村、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

3 村、道及び国は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

### 第8 危険物施設等の安全確保

村、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

### 第9 災害応急対策等への備え

村、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、村は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めること。

資料編 ヘリコプター離着陸可能地（資料5-2）
-------------------------

### 第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

村、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

#### 第1 防災知識の普及・啓発

- 1 村、道及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 村及び道並びに防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

##### (1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

##### (2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

- 3 村及び道並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

## 第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

## 第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

## 第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

なお、実施に当たっては、本編第4章第2節「防災訓練計画」を準用する。

## 第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本編第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

## 第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本編第4章第4節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

## 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本編第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

## 第8節 避難体制整備計画

本編第4章第6節「避難体制整備計画」を準用する。

## 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本編第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

## 第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、本編第4章第10節「消防計画」及び本編第8章第4節「大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次の定めるところによる。

### 第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、村及び道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### 第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、村及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 第3 予防査察の強化指導

村は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

#### 第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、村は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

#### 第5 消防計画の整備強化

村の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

### 第11節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は本編第8章第3節「危険物等災害対策計画」を準用するほか、次の定めるところによる。

#### 第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、村、道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

## 第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、本編第4章第9節「建築物災害予防計画」を準用するほか、次の定めるところによる。

### 第1 建築物の防災対策

#### 1 市街地における再開発の促進

村は、建築物の不燃化の確保などを図るため、低層過密の市街地等、まちづくりに関する計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

#### 2 木造建築物の防火対策の促進

村及び道は、村の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

#### 3 既存建築物の耐震化の促進

村及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

#### 4 ブロック塀等の倒壊防止

村及び道は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

#### 5 窓ガラス等の落下物対策

村及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

#### 6 被災建築物の安全対策

- (1) 村及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (2) 村及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

## 第13節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、本編第4章第15節「土砂災害の予防計画」を準用する。

## 第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

### 第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「昭和39年（1964年）新潟地震」を契機として認識されたところである。「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「昭和43年（1968年）十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年（2018年）北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

### 第2 液状化対策の推進

#### 1 液状化対策の推進

村及び道並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

#### （政策の体系）



## 2 液状化対策の調査・研究

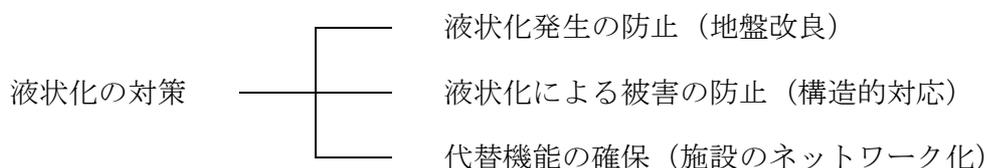
村及び道並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

## 3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策  
が考えられる。

(手法の体系)



## 4 液状化対策の普及・啓発

村及び道並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

## 第15節 積雪・寒冷対策計画

本編第4章第16節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

## 第16節 業務継続計画の策定

本編第4章第18節「業務継続計画の策定」を準用する。

## 第17節 複合災害に関する計画

本編第4章第17節「複合災害に関する計画」を準用する。



## 第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、村、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

### 第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、村、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

また、道の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

#### 第1 災害対策組織

本編第3章「防災組織」を準用する。

#### 第2 職員の動員配備

本編第3章第1節「組織計画」を準用する。

資料編	防災会議の組織（資料1-1）
資料編	災害対策本部の組織（資料1-2）
資料編	災害対策本部の各部所掌業務（資料1-3）
資料編	非常配備の伝達系統（資料1-5）
資料編	非常配備の伝達網図（資料1-6）

## 第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

### 第1 緊急地震速報

#### 1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

#### 2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

### 第2 警報等の種類及び内容

#### 1 地震に関する情報の種類と内容

##### （1）地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> <li>津波警報・注意報の発表時</li> <li>若干の海面変動が予想される場合</li> <li>緊急地震速報（警報）を発表した場合</li> </ul>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地域名と市町村名を発表 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ <ul style="list-style-type: none"> <li>マグニチュード7.0以上</li> <li>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul> ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表※  日本や国外への津波の影響についても記述して発表  ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</li> </ul>	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>北海道で震度5弱以上を観測</li> <li>社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発

		表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・ 定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

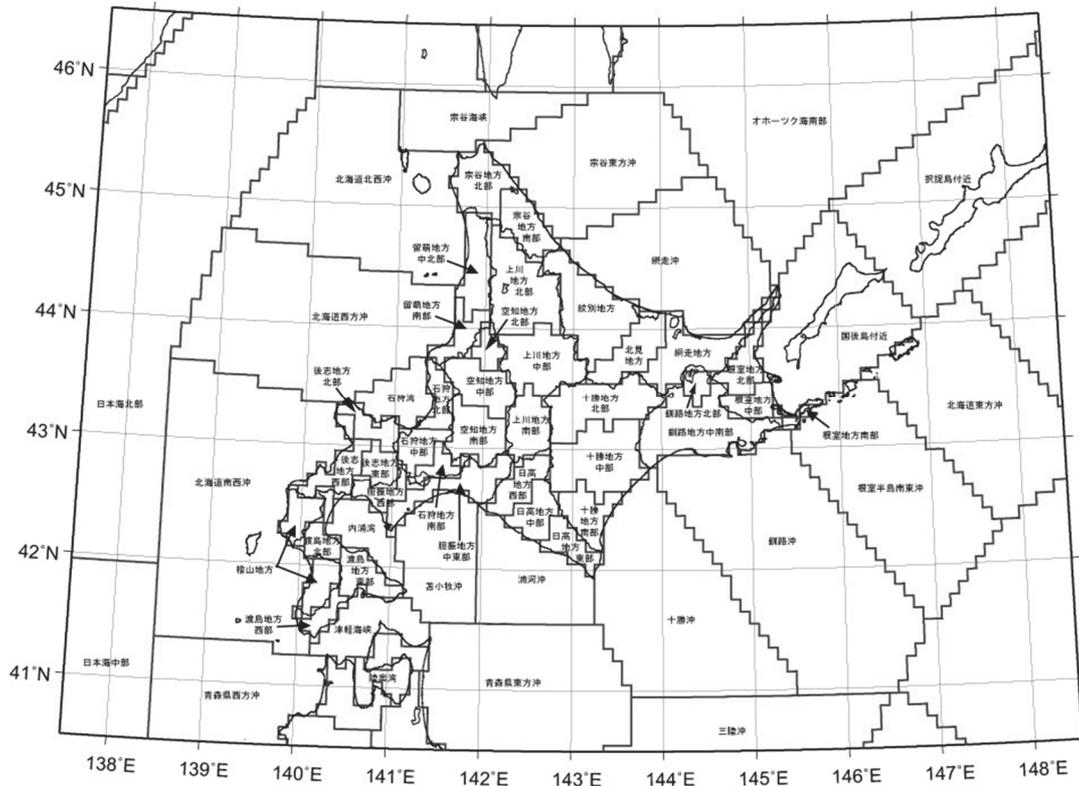
資料編 気象庁震度階級関連解説表（資料3-6）

第3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 震央地名



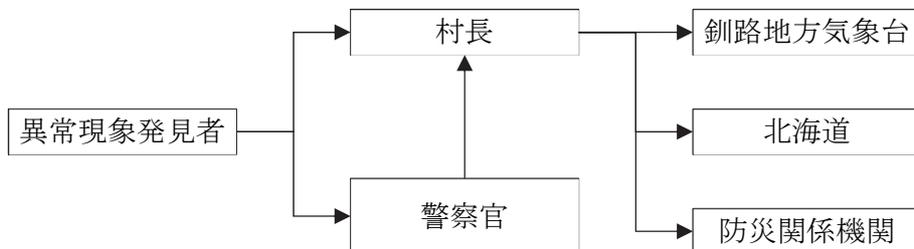
第4 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに村長又は警察官に通報する。また、通報を受けた村長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

1 異常気象

地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変

2 通報系統図



### 第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、本編第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次の定めるところによる。

#### 第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

- 1 村及び道は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報をIP告知端末等により住民等への伝達に努めるものとする。
- 2 村、道及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、観光客等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

- 3 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、村、道等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

- 4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

- 5 村及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

#### 第2 村の報告

村は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

### 第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 村及び道は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

### 第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 電気通信事業者が所有する非常用通信装置（無線系・衛星系）による通報
- 7 衛星通信による通報

### 第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、村、道等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

## 第4節 災害広報・情報提供計画

本編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

## 第5節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、本編第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

## 第6節 救助救出計画

本編第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

## 第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、村における消火活動に関する計画は、本編第4章第10節「消防計画」及び本編第8章第4節「大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次の定めるところによる。

### 第1 消防活動体制の整備

村は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

### 第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

村は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### 第3 相互応援協力の推進

村は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

### 第4 地震火災対策計画の作成

村は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

#### 1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

## 2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

## 3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

## 4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第8節 災害警備計画

本編第5章第12節「災害警備計画」を準用する。

## 第9節 交通応急対策計画

本編第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

## 第10節 輸送計画

本編第5章第14節「輸送計画」を準用する。

## 第11節 ヘリコプター等活用計画

本編第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

## 第12節 食料供給計画

本編第5章第15節「食料供給計画」を準用する。

## 第13節 給水計画

本編第5章第16節「給水計画」を準用する。

## 第14節 衣料・生活必需物資供給計画

本編第5章第17節「衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

## 第15節 石油類燃料供給計画

本編第5章第18節「石油類燃料供給計画」を準用する。

## 第16節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生じる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

### 第1 上水道

#### 1 応急措置

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

#### 2 広報

水道事業者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 第2 下水道

#### 1 応急復旧

下水道管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

#### 2 広報

下水道管理者は、地震により下水道施設に被害があった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

### 第3 電気

#### 1 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

#### 2 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

## 第4 ガス

### 1 応急復旧

ガス事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

### 2 広報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

## 第5 通信

### 1 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

### 2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

## 第6 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

### 第17節 医療救護計画

本編第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

### 第18節 防疫計画

本編第5章第11節「防疫計画」を準用する。

### 第19節 廃棄物等処理計画

本編第5章第30節「廃棄物等処理計画」を準用する。

### 第20節 家庭動物等対策計画

本編第5章第28節「家庭動物等対策計画」を準用する。

### 第21節 文教対策計画

本編第5章第26節「文教対策計画」を準用する。

### 第22節 住宅対策計画

本編第5章第24節「住宅対策計画」を準用する。

## 第23節 被災建築物安全対策計画

本節については、本編第5章第23節「被災宅地安全対策計画」を準用するほか、特に被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次の定めるところによる。

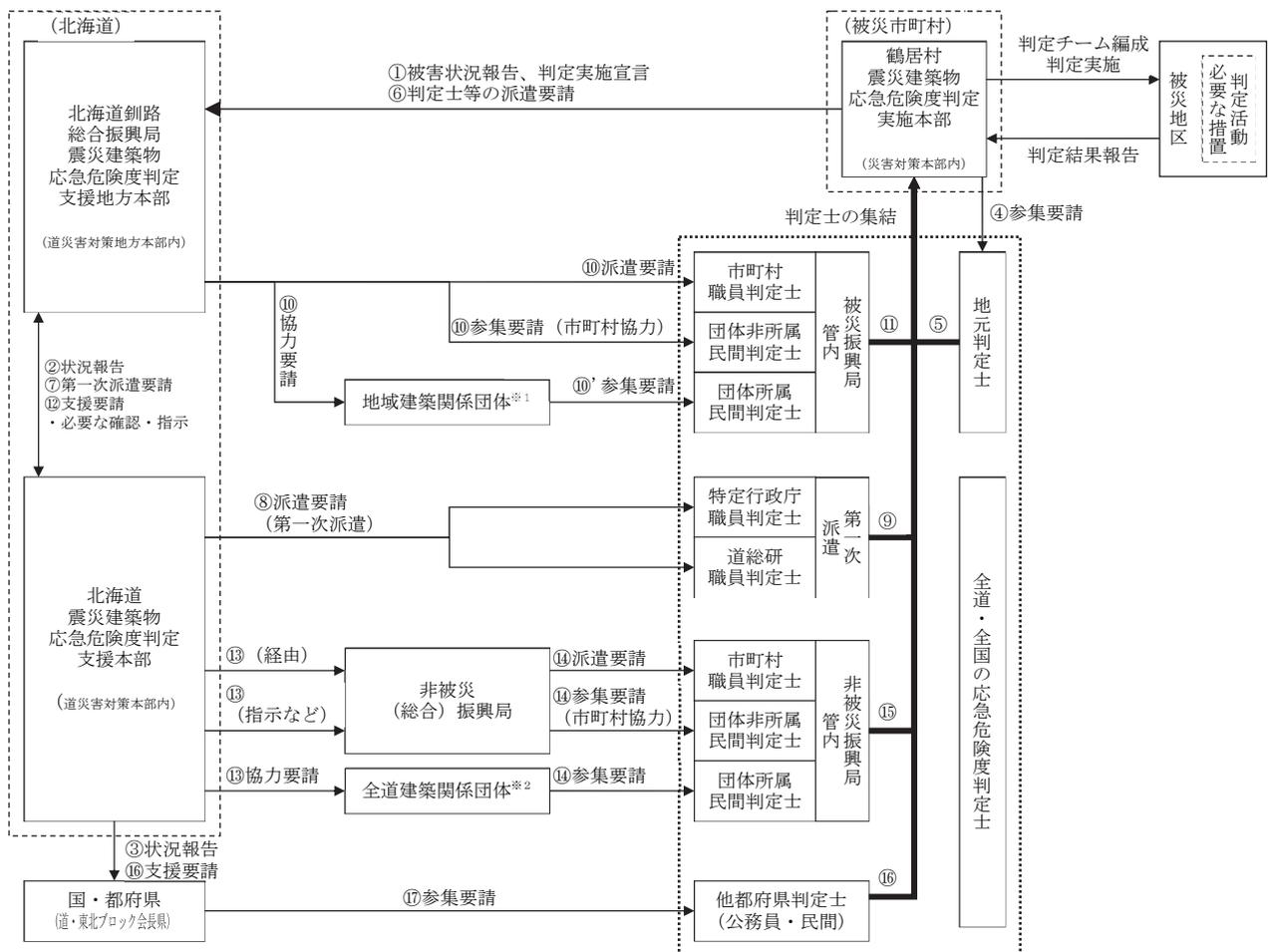
### 第1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

#### 1 活動体制

村及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」（資料10-16）に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士〇〇支部）  
 ※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

## 2 基本的事項

### (1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

### (2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

### (3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

### (4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

### (5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

資料編 北海道震災建築物応急危険度判定要綱  
(資料10-16)

## 第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

### 1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

### 2 実施主体及び実施方法

#### (1) 村及び道

村及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

#### (2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

**(3) 解体等工事業者**

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

**(4) 廃棄物処理業者**

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

**第24節 被災宅地安全対策計画**

本編第5章第23節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

**第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画**

本編第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

**第26節 障害物除去計画**

本編第5章第25節「障害物除去計画」を準用する。

**第27節 広域応援・受援計画**

本編第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

**第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画**

本編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

**第29節 災害ボランティアとの連携計画**

本編第5章第31節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

**第30節 災害救助法の適用と実施**

本編第5章第34節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

## 第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、村は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

### 第1節 災害復旧計画

本編第9章第1節「災害復旧計画」を準用する。

### 第2節 被災者援護計画

本編第5章第34節「災害救助法の適用と実施」を準用するほか、次の定めるところによる。

#### 第1 融資・貸付等による金融支援

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、村及び道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

## 1 実施計画

### (1) 一般住宅復興資金の確保

村は道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

### (2) 中小企業等金融対策

村は道と協調して、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

### (3) 農林水産業等金融対策

村は道と協調して、天災資金の融資枠を確保し、被災市町村と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

### (4) 福祉関係資金の貸付け等

村は道と協調して、被災市町村と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

### (5) 被災者生活再建支援金

村は道と協調して、被災市町村と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

また、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

### (6) その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

## 2 財政対策

(1) 指定地方行政機関、金融機関等は、道及び市町村が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。

(2) 村及び道並びに防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

## 3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、村、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝特措法第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 推進地域

本村は、千島海溝、日本海溝で想定される巨大地震に備えて、防災対策を特に進める地域として、地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域として指定（中央防災会議）がなされた。

#### 第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本編第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

## 第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

### 第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード(M)7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

東日本大震災を踏まえ、道は、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した浸水予測を行った。

さらに、令和2年に国が公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和3年度に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定を行った。

### 第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道が公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定(R4)等における被害の特性は、次のとおりである。

#### 1 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、千島海溝モデルは約6,200棟、日本海溝モデルは約120棟となり、人的被害は冬の深夜で早避難意識が低い場合の死者数は約160人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約3,600棟を超える。

#### 2 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定(R3)では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約600棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合の焼失棟数は約3,100棟となる。

#### 3 長周期地震動による被害

「平成15年(2003年)十勝沖地震」の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも

帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

### 第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

#### 第1 資機材、人員等の配備手配

##### 1 物資の備蓄・調達

物資調達については、本編第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、本編第5章第15節「食料供給計画」、本編第5章第16節「給水計画」及び本編第5章第17節「衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

##### 2 物資等の調達手配

- (1) 村は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 村は、道に対して村内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

##### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、地震防災計画編に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

#### 第2 他機関に対する応援要請

##### 1 自衛隊の災害派遣

地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保含む派遣部隊等の受入れ体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくこととする。

##### 2 広域応援対策

上記のほか、広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊の応援要請、警察災害派遣隊の援助要求などについては、本編第5章第7節「広域応援・受援計画」及び本編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

## 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

#### 1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。
- (2) 村、道は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

#### 2 整備すべき施設

- (1) 避難場所
- (2) 避難経路
- (3) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地、又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設
- (8) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (9) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (10) 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの
- (11) 地域防災拠点施設
- (12) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (13) 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (14) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (15) 負傷者を一時的に受入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

## 第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

### 1 建築物の耐震化

- (1) 村及び道は、耐震改修促進計画等において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 村及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、一刻も早い完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

### 2 ライフライン施設等の耐震化

- (1) 村、道及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道、港湾、空港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (2) 村、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (3) 村、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (4) 村、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

### 3 長周期地震動への対応等

- (1) 村、道及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。
- (2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び第2章第12節「建築物等災害予防計画」を準用する。

## 第5節 防災訓練計画

### 第1 村、道及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 村、道及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障を来すと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 1の防災訓練は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 村は道と協調して、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う防災総合訓練を実施するほか、道、防災関係機関と連携して、地域の実情に合わせて、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
  - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
  - (2) 警備及び交通規制訓練
  - (3) 水門、陸閘等の締切操作訓練
- 5 村は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
  - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
  - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 6 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 7 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

## 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

村は道、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 第1 職員等に対する教育

- 1 村、道及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
  - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
  - (2) 地震に関する一般的な知識
  - (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
  - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
  - (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
  - (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
  - (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

### 第2 住民等に対する教育・広報

- 1 村は、住民等に対する教育・広報を実施するものとする。
- 2 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
  - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
  - (2) 地震に関する一般的な知識
  - (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
  - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
  - (5) 正確な情報の入手方法
  - (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
  - (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措

置の内容や実施方法

- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品
- 3 村及び道並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

### 第3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震の実態
- (2) 地震の発生の仕組みと危険性
- (3) 地震に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震防災の取組等

### 第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

村は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、村が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

### 第5 自動車運転者に対する教育・広報

村、道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

### 第6 相談窓口の設置等

村及び道は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、第2章第1節「住民の心構え」及び第2章第3節「地震に関する防災知識の普及・啓発」を準用する。

## 第7節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

### 第1 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 住民は、平常時より地震に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、第2章第1節「住民の心構え」に定めるところによる。

### 第2 自主防災組織の育成等

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 このほか、自主防災組織の育成等については、本編第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

### 第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、村、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

## 第8節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、村及び道等から地域住民に対して注意を促すものとする。

### 第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、道の災害に関する組織等の設置等

#### 1 後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道で受けた後、村へ伝達のほか、次の事項にも配慮する。

- ア 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。
- イ 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。
- ウ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。
- エ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう務めるものとする。

#### 2 災害に関する組織等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、本編第3章第1節「組織計画」を準用する。

### 第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

村及び道は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

### 第3 災害応急対策をとるべき期間等

村及び道は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

#### 第4 村のとるべき措置

村は道と協調し、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。